



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 J-オイルミルズ
代表者名 取締役社長 榎田 純和
(コード：2613 東証第一部)
問合せ先 法務部長 稲垣 朱郎
(TEL. 03-5148-7100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第13回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

提案の理由につきましては、次のとおりであります。

- ① コーポレートガバナンス体制の強化を図るべく社外取締役を新たに2名選任するため、取締役の員数を定めた現行定款第20条を変更するものであります。
- ② 社外取締役に適任と考えられる人材の招聘を容易にすることを目的として、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、第29条を新設するものであります。
なお、第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | | |
|-----------------|------------|-------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年6月23日 | (火曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月23日 | (火曜日) |

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第29条～第41条 (条文省略)</p> | <p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第30条～第42条 (現行どおり)</p> |

(下線は変更部分であります。)